

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。(令和4年6月23日)

特記事項

寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務では、事務の一部を外部委託するため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する内容を含む契約を締結する。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和4年7月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する次の事務を行う。 (1)ふるさと納税による寄附者に対し、寄附金控除に係る申告特例申請書（第55号の5様式、以下「ワンストップ特例申請書」という。）を送付する。 (2)寄附の翌年1月10日を期限として、申告特例の適用を希望する寄附者からワンストップ特例申請書を受け付ける。 (3)提出のあったワンストップ特例申請書に記載された個人番号を含む情報について、寄附者毎に名寄せ・集計し、1月末までに当該寄附者の税額控除を行う市区町村の長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知を行う。
③システムの名称	ワンストップ特例申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特例申告情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項、第3項及び別表第一 項番16 第10条 2 地方税法 附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画部政策推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	千歳市（総務部総務課） 066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地 0123-24-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	千歳市（企画部政策推進課） 066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地 0123-24-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報1-③システムの名称	EXCEL	ふるさと納税管理システム	事前	
令和2年3月30日	I 関連情報3. 法令上の根拠	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、第3項及び別表第一 項番16	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、第3項及び別表第一 項番16、第10条	事前	
令和2年3月30日	IVリスク対策4	委託しない	十分である	事前	
令和2年5月18日	I -5①	企画部企画課	企画部主幹(政策推進担当)	事後	
令和2年5月18日	II -1及び2 しきい値判断項目	令和2年3月17日	令和2年4月1日	事後	
令和2年8月20日	I -5②	課長	主幹	事後	
令和3年7月27日	I -5①	企画部主幹(政策推進担当)	企画部政策推進課	事後	
令和3年7月27日	I -5②	主幹	課長	事後	
令和3年7月27日	I -8	千歳市(企画部主幹(政策推進担当)) 066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地 0123-24-	千歳市(企画部政策推進課) 066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地 0123-24-3131	事後	
令和3年7月27日	II -1及び2 しきい値判断項目	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年7月5日	I 関連情報 ②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。 ※平成28年1月1日以降の寄附に係る特例申請について、申請者等への個人番号の記載が必要。	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する次の事務を行う。 (1)ふるさと納税による寄附者に対し、寄附金控除に係る申告特例申請書(第55号の5様式、以下「ワンストップ特例申請書」という。)を送付する。 (2)寄附の翌年1月10日を期限として、申告特例の適用を希望する寄附者からワンストップ特例申請書を受け付ける。 (3)提出のあったワンストップ特例申請書に記載された個人番号を含む情報について、寄附者毎に名寄せ・集計し、1月末までに当該寄附者の税額控除を行う市区町村の長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知を行う。	事後	内容修正
令和4年7月5日	I 関連情報 ③システムの名称	ふるさと納税管理システム	ワンストップ特例申請管理システム	事後	
令和4年7月5日	II -1 しきい値判断 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和4年7月5日	II -1及び2 しきい値判断項目	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月5日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務づけられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務づけられる	事後	
令和4年7月5日	IVリスク対策1	基礎項目評価	基礎項目評価及び重点項目評価	事後	